

【公布された条例等のあらまし】

徳島県危機管理関係手数料条例等の一部を改正する条例（条例第三十五号）

一 組織の再編に伴い、次の条例について所要の整理を行うこととした。

1 徳島県危機管理関係手数料条例

2 徳島県県民環境関係手数料条例

3 徳島県商工労働観光関係手数料条例

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）

一 水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）

一 職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに、危険業務手当を支給することとした。

二 職員が新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するために行う業務であつて人事委員会規則で定めるものに従事した場合における危険業務手当の特例を定めることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

四 この条例については、令和二年二月一日から適用することとした。

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）

一 徳島県立三好病院において選定療養である初診を受ける場合の使用料の額を改めることとした。

二 徳島県立三好病院において選定療養である再診を受ける場合の使用料の額を定めることとした。

三 この条例は、令和二年十月一日から施行することとした。

徳島県税条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）

一 国税における連結納税制度の見直しに併せ、通算法人に係る法人税割の課税標準を法人税額とすることとされたこと等に伴う所要の改正を行うこととした。

二 地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目に利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税が追加されたことに伴う所要の改正を行うこととした。

三 耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告の特例を定めることとした。

四 その他所要の改正を行うこととした。

五 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、二については令和三年十月一日から、三及び四については公布の日（四の一部については、同年一月一日又は令和五年一月一日）から施行することとした。

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十号）

一 地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の要件に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を、令和四年三月三十一日までとする

こととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）

一 控除対象特定非営利活動法人の指定の基準となる寄附者の寄附金の額の要件から休眠預金等交付金関係助成金の額の影響を除外することとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県安心こども基金条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）

一 徳島県安心こども基金の設置の期間を延長することとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）

一 覚せい剤取締法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和二年九月一日から施行することとした。

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）

一 覚せい剤取締法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）

一 家畜の伝染性疾病の名称が改められたことに伴う所要の整理を行うこととした。

二 流行性脳炎予防液注射等に係る手数料を廃止することとした。

三 その他所要の整理を行うこととした。

四 この条例は、公布の日（一部については、令和三年四月一日）から施行することとした。

徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）

一 租税特別措置法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）

一 徳島県立しらさぎ中学校については、使用料及び手数料を徴収しないこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）

一 会計年度任用警察職員の服務の宣誓については、任命権者は、別段の定めをすることができるとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）

一 警察職員が新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するために行う業務等であって人事委員会規則で定めるものに従事した場合における特殊勤務手当の特例

を定めることとした。

二 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和二年二月一日から適用することとした。

徳島県危機管理関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十七号）

一 徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

火薬類取締法施行規則の一部を改正する規則（規則第六十八号）

一 火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十九号）

一 指定化学物質の取扱量に関する報告の期限の特例を定めることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則（

規則第七十号）

一 地方自治法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第七十一号）

一 南部圏域において、南海トラフ巨大地震等を迎え撃つ防災・減災対策に関する施策を、地方創生の取組みと一体的に推進するため、南部総合県民局に地域創生防災部を設置することとした。

二 西部圏域において、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた観光産業の復興に関する施策を、地方創生の取組みと一体的に推進するため、西部総合県民局に地域創生観光部を設置することとした。

三 この規則は、令和二年七月十八日から施行することとした。

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則七十二号）

一 徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 その他所要の整理を行うこととした。

四 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、三については、令和二年九月一日から施行することとした。

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第七十三号）

一 次に掲げる規則について、南部総合県民局地域創生防災部の設置等に伴う整備を行うこととした。

1 徳島県会計規則

2 徳島県公有財産取扱規則

二 この規則は、令和二年七月十八日から施行することとした。

徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則（規則第七十四号）

一 地方自治法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県条例施行規則の一部を改正する規則（規則第七十五号）

一 地方税法及び徳島県条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則（規則第七十六号）

一 徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第七十七号）

一 受入寄附金総額から控除される寄附金の額等について所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県商工労働観光関係手数料条例施行規則を廃止する規則（規則第七十八号）

一 徳島県商工労働観光関係手数料条例施行規則は、廃止することとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則（規則第七十九号）

一 租税特別措置法施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第八十号）

一 徳島県危機管理関係手数料条例、徳島県保健福祉関係手数料条例、徳島県県民環境関係手数料条例及び徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。